

令和7年度 木下小学校区版

# 印西市スクールバス利用の手引き

印西市教育委員会

(令和7年5月改訂)

## 目次

1 運行にあたって	.....	P1
2 スクールバスの登録申請等	.....	P2
(1)スクールバス利用の登録申請		
(2)スクールバス利用対象者		
(3)登録申請の手順		
(4)注意事項		
3 スクールバス利用の注意事項	.....	P3～5
※スクールバス利用する際の全般的な共通理解		
(1)スクールバス運行ルート及び乗降場所		
(2)スクールバス運行時間		
(3)乗車前及び乗車時の注意事項		
(4)運行時の注意事項		
(5)降車時の注意事項		
(6)連絡について		
(7)臨時運休及び遅延について		
(8)保護者の皆様へのお願い		
(9)その他		
4 事故及び自然災害時の緊急対応	.....	P6～7
(1)事故発生時の対応について		
(2)災害が発生時の対応について		
事故または自然災害発生時のフロー図		
5 スクールバス乗降車確認システムのしくみ	....	P8
【資料】		
○資料1;運行ルート図		
○資料2;各乗降場所の写真		
○資料3;各乗降場所の運行時間		
○資料4;スクールバスの写真		
○資料5;スクールバス乗降車確認システム(QRだれドコ)について(概要版)		
○スクールバス利用のきまり(児童用)		

# 1 スクールバス運行にあたって

- (1)印西市スクールバス運行基準に基づいて、印西市立木下小学校区内の宗甫地区等に居住する児童を対象に、運行ルート上に乗降場所を設け、1コースによるスクールバスを運行します。(登校時2便、下校時3便)
- (2)原則、年度途中でのルート変更等は行いません。ただし、気象条件等の道路事情により、やむを得ずルートや運行時間を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3)スクールバスは、委託業者が運行し、添乗員の乗車はありません。ただし、学校での乗降車の際には、学校職員が付き添います。
- (4)スクールバスを利用する際には、教育委員会及び学校への登録が必要となります。

## 【運行会社情報】

会社名 有限会社 夢観光  
住所 千葉県印西市小林1766番地4-B101  
TEL 0476-33-7923  
FAX 0476-33-7924

※バスや運転手の変更につきましては、事前に学校から連絡メール等でお伝えします。

## 2 スクールバスの登録申請等

### (1)スクールバス利用の登録申請

- ・スクールバスを利用する場合には、指定の QR コードを使って、印西市教育委員会及び学校に登録申請を行ってください。  
なお、新規でバスを利用する方にご案内します。
- ※継続利用する場合には、毎年12月初旬ごろ保護者の皆様に利用有無について web で回答いただき、確認の上、更新といたします。

### (2)スクールバス利用対象者

- ・運行ルート上の竹袋、鳴沢、宗甫地区に居住する児童

### (3)登録申請の手順

①登録申請する QR コードを配付します。

注) 新規でバスを利用する方にご案内します。



②QR コードで登録申請してください。

注) 1回の入力で、教育委員会及び学校に申請されます。



③教育委員会から決定通知書を発行する。

注) お子様を通じて、または郵送等で届くようにします。

### (4)注意事項

- ・スクールバス利用の停止等により、登録を抹消する場合には、必ず学校にお知らせください。(登録抹消届の用紙を受け取ってください)

### 3 スクールバス利用の注意事項

#### 【スクールバスを利用する際の全般的な共通理解】

- ①運行ルート及び乗降場所、基本の運行時間を確認してください。
- ②毎月学校から配付される「運行予定表」を確認してください。
- ③スクールバス利用については、学校と最も近い自宅から乗降場所間を原則とします。
- ④指定の乗降場所を利用していただきます。しかし、正当な理由で一時的に別な乗降場所を利用したいときには、その限りではありません。そのときには、必ず学校に連絡をしてください。
- ⑤自然災害や気象条件の急変、交通事情等不測の事態により、お子様の安全を最優先に考え、運休及び遅延の判断をしていきますので、あらかじめご了承ください。
- ⑥学校からの繰り返しの指導を受けたにもかかわらず、注意事項を守れないときには、スクールバスの安全な運行上、やむを得ず利用をお断りする可能性があります。

#### (1)スクールバス運行ルート及び乗降場所

- ◎添付【資料1・2】を参照ください。

#### (2)スクールバス運行時間

- ◎添付【資料3】を参照ください。
  - ・特別日課や学校行事等により、運行時間が変更する場合があります。学校から配付される毎月の「運行予定表」を確認の上、ご利用ください。

### (3)乗車前及び乗車時の注意事項

- ①バス発車時刻3分前までに指定の乗降場所で待つようにしてください。
- ②待機中、地域や通行の人の迷惑にならないよう、大声で騒いだりせず静かに待つようしてください。
- ③待機中、乗降場所付近の私有地等に入らないようにしてください。
- ④「持ち歩き用 QR コード」を携帯し、読み取り機にかざしてください。
- ⑤仮に、乗り遅れた場合は、お子様をご家庭の責任で学校まで送り届けるようお願いします。

### (4)運行時の注意事項

- ①車内では、シートベルトを着用し、窓から顔や手を出す等の危険な行動や席を立つようなことはしないでください。
- ②車内の物を大切にし、車内はきれいに使うよう心がけてください。
- ③車内で、朝食やお菓子などの飲食物はできません。持参した水筒で水分補給をすることは構いません。
- ④安全対策または乗車指導を第一に考え、座席を指定することがありますので、あらかじめご了承ください。

### (5)降車時の注意事項

- ①バスが、乗降場所に完全に停車するまで、座席から立ち上がらないでください。
- ②「持ち歩き用 QR コード」を携帯し、読み取り機にかざしてください。
- ③降車後は、バスの前後を通らないでください。また、横断する場合は、バスがいなくなってから移動してください。

### (6)連絡について

- ①欠席や家庭の事情等により、スクールバスを利用しない場合は、当日の朝までに「バスを利用しない登録」をお願いします。
- ※「スクールバス乗降車確認システム(QR だれドコ)について(概要)」の3ページの運用時のお願いを参照ください。

②当日、バスに乗り遅れて、遅刻する場合には学校に連絡し、お子様をご家庭の責任で学校まで送り届けるようお願いします。

#### (7)臨時運休及び遅延について

①登下校便において、臨時運休や大幅な遅れが発生した場合には、保護者の皆様が登録している学校連絡メールで、連絡します。

※【お願い】必ず学校連絡メールの登録をお願いします。

②遅延の理由によっては、バスが学校に戻り、保護者への引き渡しとなる場合もあることを、ご理解ください。

#### (8)保護者の皆様へのお願い

①お子様の過失で車両またはその他設備等を破損させた場合、その修理等にかかった費用は保護者負担となりますので、あらかじめご了承ください。

②乗り物酔いをしやすいお子様は、乗車前に酔い止め薬の服用やエチケット袋を持参する等、各家庭でご対応ください。

③体調不良や怪我等で、早退する場合にスクールバスは運行しませんので、あらかじめご了承ください。

#### (9)その他

①置き去り対応の避難訓練につきましては、次項のとおり行う予定となります。

## 置き去り対応(降車訓練)

### <日時>

1学期初旬 登校時 木下小学童駐車場

### <内容>

#### (1) クラクション訓練 (2) 自力降車訓練

内容	児童の動き	教師等の支援	備考
クラクション訓練 7時45分～	<ul style="list-style-type: none"><li>○クラクション訓練を行う意義について話を聞く。</li><li>○一人ひとりクラクションを鳴らす。順番の児童は、バスの運転席に移動する。他の児童は、静かに待機している。</li><li>○まとめの話を聞く。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○意義について説明する。 (担当:教育委員会)</li><li>○助手席で、鳴らし方を支援する。 力が弱く、上手に鳴らせない児童に対しては、お尻で鳴らすよう支援する。 ・最初は短く。 ・次は長く。 (担当:運転手)</li><li>○状況等を見て、改善等を話す。 (担当:教育委員会)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○バスドアのところに一人つく。 (担当:教育委員会)</li><li>○児童待機場所に寄り添う。 (担当:教頭)</li></ul>

自力降車訓練 8時00分～	○自力降車訓練を行う意義について話を聞く。	○意義について説明する。  (担当:教育委員会)	
	○一人ひとり操作方法の説明を聞く。 順番の児童は、バスの運転席に移動する。 その他の児童は、静かに待機している。	○出入口付近で、操作方法を説明する。 ①ドアの下部にある赤いレバーを手動に変える。 (通常は自動になっている) ②支柱の部分を持つて、左側にスライドさせる。 注)ドアが重いので、児童の力では動かない可能性がある。 方法を知ることが目的として、動かない児童にたいしては、手伝ってあげる。 (担当:運転手)	○バスドアのところに一人つく。 (担当:教育委員会) ○児童待機場所に寄り添う。 (担当:教頭)
	○まとめの話を聞く。	○状況等を見て、改善等を話す。  (担当:教育委員会)	

## 4 事故及び自然災害等の緊急時対応

### (1)事故発生時の対応について

- ①児童の安全確保を最優先で対応します。
- ②児童が同乗のときは、負傷の有無を問わず、迷わず救急車を要請して、負傷者を安全な場所に移動させ、処置にあたります。
- ③運転手は、関係機関に連絡し、状況報告及び応援を要請します。学校と教育委員会が連携し、各担当は現場に行き、上司に詳細な状況を報告します。
- ④学校連絡メールや電話で、直ちに保護者に連絡します。代車で各家庭に送迎するか、学校に送迎するか、状況によって判断します。学校に送迎した場合には、保護者の皆様に迎えに来ていただくこともあります。

### (2)災害が発生時の対応について

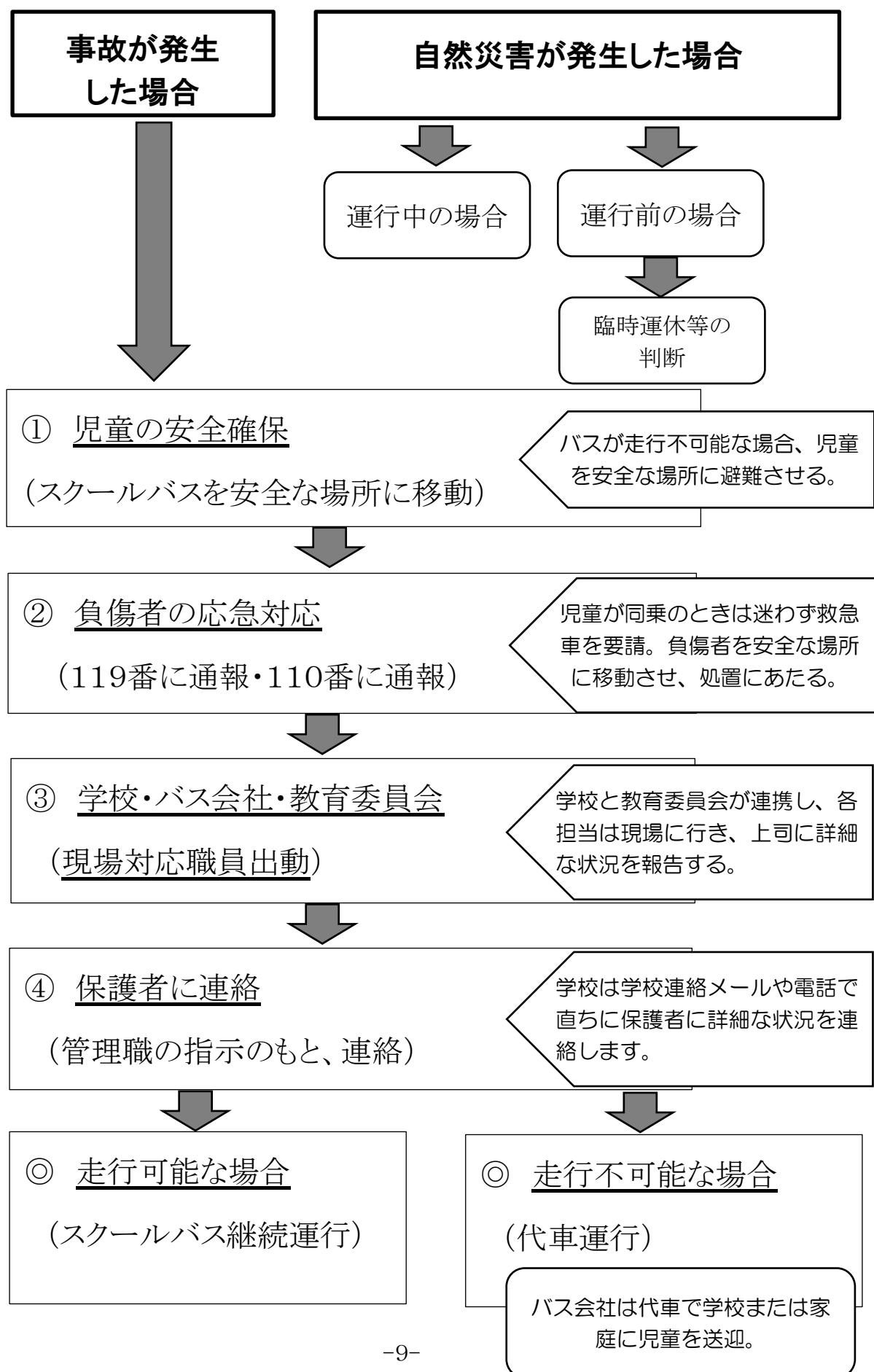
#### 【スクールバス運行前に災害が発生した場合】

- ・バスを運行するかどうかの判断を行った後、学校から保護者の皆様に連絡します。

#### 【スクールバス運行中に災害が発生した場合】

- ①児童の安全確保を最優先で対応します。
- ②児童が同乗のときは、負傷の有無を問わず、迷わず救急車を要請して、負傷者を安全な場所に移動させ、処置にあたります。
- ③運転手は、関係機関に連絡し、状況報告及び応援を要請します。学校と教育委員会が連携し、各担当は現場に行き、上司に詳細な状況を報告します。
- ④学校連絡メールや電話で、直ちに保護者に連絡します。代車で各家庭に送迎するか、学校に送迎するか、状況によって判断します。学校に送迎した場合には、保護者の皆様に迎えに来ていただくこともあります。

【事故または自然災害発生時のフロー図】



## 5 スクールバス乗降車確認システムのしくみ

このシステムは、バスを乗降する児童一人ひとりの予定を管理し、登校時と下校時に点呼しながら乗降を行うしくみです。車内の置き去り防止策にもなります。  
なお、資料5の3ページにある【運用時のお願い】を参照し、「乗車しない日の登録」等のご協力ををお願いいたします。

